

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	酒類業の健全な発達の促進			番号	⑥				
評価方式	総合(実績)事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	国税庁	税務業務費	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費		2,040,316		3,418,814	
	小 計				一般会計	2,040,316		3,418,814	
						< > の内数		< > の内数	
					特別会計	< > の内数		< > の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般会計	国税庁	独立行政法人酒類総合研究所運営費	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付 金に必要な経費		1,010,829		968,867	
	小 計				一般会計	1,010,829		968,867	
						< > の内数		< > の内数	
					特別会計	< > の内数		< > の内数	
合 計					一般会計	3,051,145		4,387,681	
						< > の内数		< > の内数	
					特別会計	< > の内数		< > の内数	

実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

上記目標
の概要

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的に役割を果たしていきます。更に、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むとともに、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。更に、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

日本産酒類の輸出促進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）及び、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定）等累次の閣議決定等を踏まえて積極的に取り組めます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

各種事務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

(上記目標を達成するための施策)

実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実2-2：酒類の公正な取引環境の整備

実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組

実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応

実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携

実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

実績目標(大)2についての評価結果

実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「実2-1」、「実2-2」、「実2-4」、「実2-5」、「実2-6」及び「実2-7」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実2-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進などを図ることは重要であり、必要な取組です。

日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会

実績の分析	<p>議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、各施策の積算単価等を見直すことにより予算の削減に努めました。(反映額：▲31百万円) (事業番号0011) 清酒製造業近代化事業費等補助金 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、日本産酒類の輸出促進への取組について、市場の動向、施策の有効性を勘案し、一部事業の縮小によりコストの削減を図りました。(反映額：▲21百万円) (事業番号0012) 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。(反映額：▲3百万円) (事業番号0013) 						
	施策	実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	91.8	93.4	91.1	92.4	95.7	
	<p>(出所) 課税部鑑定企画官調 (注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P.153に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、市販酒類調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ実施しました。 相談についての満足度は95.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	実2-1-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上						
	目標	<p>酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関して問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明</p>					達成度

		<p>を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定指標（定性的な指標）</p>	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>（実績）</p> <p>酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。</p> <p>1. 市販酒類調査</p> <p>市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。</p> <p>また、分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。</p> <p>なお、調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」で公表しています。（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm）</p> <p>2. 酒類の成分の実態把握等</p> <p>市販酒類調査のほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。</p> <p>放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、令和2年度は1,511点（延べ約19,100点）の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものではありませんでした。</p> <p>なお、調査結果については、国税庁ホームページの「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm）で公表しています。</p> <p>このほか、コーデックス委員会（用語集参照）で議論されている安全性に係る事項について、国内における実態を把握するための情報収集を行いました。</p> <p>3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査</p> <p>消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。</p> <p>また、酒類業者に対して、関係組合が実施する講演会等で新たな表</p>	<p>○</p>

	<p>示制度を周知しました。</p> <p>このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、新たな表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-1に係る参考情報

参考指標 1：全国市販酒類調査点数

(単位：点)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査点数	2,674	2,404	2,336	2,116	1,630

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 「市販酒類調査」は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

参考指標 2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数

(単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
指導相談件数	2,483	2,492	2,345	2,060	1,764

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 3：酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合

(単位：%)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
割合	0.4	0.7	0.7	0.4	0.4

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 上記参考指標1「全国市販酒類調査」において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。

参考指標 4：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数

(単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査実施件数	757	684	682	654	298

(出所) 課税部酒税課調

施策	実2-2：酒類の公正な取引環境の整備						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実2-2-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合 （単位：％）						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	99.1	96.9	100	96.4	100	
	<p>（出所）「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 令和2事務年度分(令和2年7月～3年6月)」 （令和3年10月 課税部酒税課）（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/210831/index.htm）</p> <p>（注）数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、指示・指導事項の改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）や「酒類に関する公正な取引のための指針」（用語集参照）の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。</p> <p>また、基準に基づく指示又は指針に基づく指導等により、改善指導を行った酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。</p> <p>こうした取組の結果、指示・指導事項の改善割合は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

(単位 : 件)

事務年度	平成28年度
調査件数	1,578

(単位 : 件 (者))

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査件数	148	155	164	153

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 令和2事務年度分(令和2年7月～令和3年6月)」
(令和3年10月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/210831/index.htm>)

(注) 平成28事務年度の調査件数は「免許場(販売場)数」、平成29事務年度以降の調査件数は「酒類業者数」で集計した件数です。

平成29年6月の酒税法等の改正に伴い、新たに「酒類の公正な取引に関する基準」が施行され、基準を遵守しない酒類業者に対し、同基準を遵守すべき旨を「指示」すること等が規定されたことから、平成29事務年度以降の調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

参考指標 2 : 酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数

(単位 : 件 (者))

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
指示件数	4	8	7	7
指導件数	15	17	13	18

(出所) 課税部酒税課調

施策		実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組					
		[主要]実2-3-A-1：日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援					(単位：％、者、回)
会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	①の商談実施割合				90	90	○
	②の参加事業者数				20	20	
	商談実施割合				90	90	
	③の実施回数					12	
実績値	①の商談実施割合				100	計測不能	
	②の参加事業者数				33	377	
	商談実施割合				100	41.9	
	③の実施回数					13	
<p>(出所) 課税部酒税課調 (注) 令和元年度の実績値「②の参加事業者数」は、令和元事務年度評価書から修正を行いました。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 日本産酒類の輸出促進を図るためには、現地輸入・流通業者等の開拓が重要であり、海外の展示会への出展支援によるビジネスマッチング等を企画するとともに、それらを確実に実施していく必要があります。 令和2事務年度においては、以下の取組を企画し、新たに販路の開拓を行うこととしており、各取組に係る商談実施割合等を指標として設定しています。目標値は、前事務年度から継続して企画する下記①及び②の取組については、これまでの取組状況を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。また、新たに企画する下記③の取組については、商談会の実施回数を目標値として設定しました。</p> <p>① 海外の展示会への出展支援 [出展した酒類業者の商談実施割合90%] ② 海外商談会、海外バイヤーの招へい等 [参加した酒類業者数20者以上、参加した酒類業者の商談実施割合90%] ③ 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援 [商談会実施回数12回以上]</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 「① 海外の展示会への出展支援」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、出展を予定していた海外展示会が中止・延期等となり、海外展示会への出展支援自体を実施できなかったことから、商談実施割合は「計測不能」としました。 「② 海外商談会、海外バイヤーの招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され、海外での対面による商談実施や海外バイヤーの招へいを行うことができませんでしたが、その代替としてオンライン形式による商談を実施しました。 その結果、現地に行かず自宅等からオンラインで商談会に参加できることから、参加酒類事業者数が令和元年度の33者から377者と大幅に増加した一方で、原則として、海外バイヤーが事前に指名した相手とのみ商談する形式で実施したことや、従来の対面による商談会のように、主催者（事業の実施事業者）がバイヤーと柔軟にコミュニケーションを取って商談の機会を提供することができなくなったこともあり、商談実施割合は41.9%となりました。 「③ 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の対面による商談会からオンライン形式に切り替えて、13回開催しました。 以上のとおり、②の参加事業者数及び③の実施回数は実績値が目標値を上回りましたが、②の商談実施割合の実績値は目標値を下回りました。 ②の商談実施割合は目標値を下回っていますが、代替としてオンライン形式による商談会を実施したことにより、参加事業者数が10倍以上に増加しました。これにより、海外のバイヤーにとっても商品の</p>							

測定指標（定量的な指標）

選択肢が広がり、多様なニーズに応えることができるようになったことから、商談件数も約5倍（元年度：33件⇒2年度：158件）に増加しており、結果として大きな成果を得られたと考えております。

上記のとおり、①の商談実施割合及び②の商談実施割合については目標達成に至らなかったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、こうした海外渡航が困難な状況においてもオンラインで商談会を実施するなど、日本産酒類の輸出促進に向け各種施策に取り組み、結果として日本産酒類の輸出金額も710億円（対前年比7.5%増）となり、9年連続で過去最高を記録したことなどから、達成度は「○」としました。

[主要]実2-3-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援 (単位：%)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	主な取組累計の実施割合					100	○
実績値	主な取組累計の実施割合					80	

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標については、令和12年までに輸出額5兆円を目指すことが閣議決定されたことを受け、その目標達成に向けて、新規販路の開拓支援だけでなく、中長期的観点から国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和2事務年度においては、上記取組を以下の類型に分類するとともに、それぞれの実施割合を指標として設定しています。目標値は、各取組を確実に実施していく観点から、100%としています。

① 国際的プロモーション

- ①-1 海外専門家の招へい等
- ①-2 海外におけるプロモーションイベント

② 日本産酒類のブランド化の推進

- ②-1 ブランド化推進に向けたモデル事例の構築を支援
- ②-2 酒類の地理的表示（G I）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施

③ 酒蔵ツーリズムの推進

- ③-1 酒蔵ツーリズム推進に向けたモデル事例の構築を支援

(目標の達成度の判定理由)

各取組類型のうち①-1を除いた4類型を実施したことから、主な取組類型の実施割合は80%となりました。

「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できませんでした。

「①-2 海外におけるプロモーションイベント」については、ロンドンのジャパン・ハウスと連携し、オンラインを活用して情報発信を行いました。また、台湾において「本格梅酒」、上海において「琉球泡盛」のアンテナショップを出店し、これに併せて、台湾ではオンライン商談会を、上海ではライブコマース（オンライン販売）を実施しました。

「②-1 ブランド化推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として24件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。

「②-2 酒類の地理的表示（G I）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、令和2事務年度では、G Iの新規指定を検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、4件のG Iの指定及び2件のG Iの見直し（磨き上げ）を行いました。

「③-1 酒蔵ツーリズム推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として16件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。

上記のとおり、「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響とい

測定指標（定量的な指標）

	<p>うやむを得ない事情により国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できなかった結果、主な取組類型の実施割合は80%となり目標値を下回ったものの、コロナ禍の現状において実施可能な事業を、オンラインを活用するなど創意工夫しながらより効果的な施策を実施し、日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定指標（定性的な指標）</p>	<p>実2-3-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組</p>		
	<p style="text-align: center;">目標</p>	<p>日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、効果的・効率的に実施します。</p> <p>具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。また、事業者のニーズに沿った説明会の実施等にも努めます。</p> <p>更に、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施することにより、引き続き輸出環境整備に取り組めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。</p> <p>各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であることから、目標として設定しています。</p>	<p style="text-align: center;">達成度</p>
	<p style="text-align: center;">実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>（実績）</p> <p>日本産酒類の輸出促進を図るため、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁や関係機関と連携・協調しつつ、海外需要の開拓やブランド化の推進などの各種施策を実施しました。</p> <p>また、事業者のニーズを踏まえ、地理的表示（GI）の新規指定を検討している地域の事業者を対象とした説明会やセミナーなどを実施しました。</p> <p>更に、関係省庁と連携し、各種国際交渉の機会を通じて、関税や輸入規制の撤廃等のほか、日本産酒類のGIの保護を求めるなど、輸出環境整備に取り組めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類事業者のニーズを踏まえ、酒類事業者が商談を行う海外バイヤーに事前にサンプル品を送付し、日本にいながらにして商談する「オンライン商談会」を実施し、11の国・地域のバイヤーとの商談支援を行いました。</p> <p>また、日本酒業界全体での輸出拡大やブランディングを推進する観点から、令和元事務年度から日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会を開催し、令和元年12月には、議論の概要とこれを踏まえた政府の施策について整理し、中間とりまとめとして公表しました。その後、令和2年11月、令和3年2月に検討会を開催し、政府として取り組むべき施策のフォローアップを実施しました。</p> <p>海外への日本産酒類の情報発信については、ロンドンのジャパン・ハウスにおいて、英国に向けた日本酒輸出に取り組む酒蔵など、英国で日本酒普及に取り組む関係者によるパネルディスカッションをオンラインで実施しました。</p> <p>地理的表示（GI）の普及拡大については、GIの新規指定を検討している地域の事業者を対象とした、酒類やブランド戦略等に見識のある外部講師による説明会を実施しました。</p>	<p style="text-align: center;">○</p>

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉については、令和2月11月に署名した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定において、日本が初めてEPA（包括的経済連携協定）を締結する中国・韓国から清酒等の関税の段階的撤廃を獲得したほか、令和3年1月に発効した日英EPAにおいて、英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類のGIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制緩和の拡充を実現し、新たに五合瓶（900ml）での流通が可能となるなど、関係省庁と連携して取り組みました。</p> <p>このように、日本産酒類の輸出促進のため、事業者のニーズを踏まえつつ、関係省庁や関係機関との連携を図りながら、効果的・効率的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>全ての測定指標の達成度を「○」としましたが、施策「実2-3-A-1」及び施策「実2-3-A-2」については、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により目標値を下回っていることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

実2-3に係る参考情報

参考指標 1：酒類の輸出金額（酒類別含む）及び伸び率 （単位：百万円、％）

暦年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
輸出金額	(107.7) 42,996	(163.3) 54,503	(198.6) 61,827	(219.3) 66,083	(243.0) 71,030
清酒	15,581	18,679	22,232	23,412	24,141
ウィスキー	10,844	13,640	14,978	19,451	27,115
ビール	9,489	12,873	12,874	9,165	5,772
リキュール	4,211	4,978	5,672	6,440	8,623
焼酎	1,466	1,537	1,530	1,560	1,201
ワイン	176	508	281	177	348
その他	1,228	2,289	4,262	5,878	3,830

（出所）財務省貿易統計

（注1）輸出金額欄上段の（）書きは、平成24年（207億円）からの伸び率を記載しています。

（注2）輸出金額欄の伸び率は、令和元事務年度実績評価書から修正を行いました。

施策	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応	達成度	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 293 379 819"> 目標 </td> <td data-bbox="379 293 1342 819"> <p>業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。</p> <p>また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。また、業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p> <p>日本酒造組合中央会（用語集参照）の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p> </td> </tr> </table>		目標
目標	<p>業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。</p> <p>また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。また、業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p> <p>日本酒造組合中央会（用語集参照）の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 819 379 1697"> 実績及び目標の達成度の判定理由 </td> <td data-bbox="379 819 1342 1697"> <p>（実績）</p> <p>経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(39回、641人受講)したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替え実施しました。</p> <p>また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和2年度執行額579百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。</p> <p>日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎（用語集参照）の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。</p> <p>このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> </td> </tr> </table>	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(39回、641人受講)したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替え実施しました。</p> <p>また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和2年度執行額579百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。</p> <p>日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎（用語集参照）の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。</p> <p>このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(39回、641人受講)したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替え実施しました。</p> <p>また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和2年度執行額579百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。</p> <p>日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎（用語集参照）の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。</p> <p>このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>		
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-4に係る参考情報

参考指標 1 : 経営活性化研修の開催回数・参加人数

(単位 : 回、人)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	160	167	131	39
参加人数	3,941	3,064	3,259	641

(出所) 課税部酒税課調

施策	実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援		
	目標	<p>酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。また、酒類製造業者に対する技術指導・相談に独立行政法人酒類総合研究所の業務によって得られた知見を活用したほか、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施するなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている安全性に係る事項について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。 また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 更に、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施することにより、地域ブランドの確立に貢献しました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>		○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-5に係る参考情報

参考指標 1：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位：点)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
依頼分析点数	2,365	2,675	2,320	1,844	1,809

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 2：独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度
審査員	37	38	23
講師	46	48	25

(出所) 課税部鑑定企画官調

施策	実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進		
測定指標(定性的な指標)	[主要]実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組		
	目標	<p>20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の各種取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>20歳未満の者の飲酒防止対策等については、酒類の販売管理調査を実施し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認するとともに、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。</p> <p>また、関係組合等が実施した「20歳未満飲酒防止キャンペーン」等を支援し、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>更に、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)も踏まえ、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者(用語集参照)の選任義務や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、1,859場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。</p> <p>また、毎年4月の「20歳未満飲酒防止強調月間」において、関係省庁と</p>	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施する「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>更に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>このように、20歳未満の者の飲酒防止等の推進のため、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-6に係る参考情報

参考指標 1：酒類販売管理協力員（用語集参照）による酒類販売場の確認場数

(単位：場)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
確認場数	16,258	16,811	14,597	13,127	—

(出所) 課税部酒税課調

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認は行いませんでした。

参考指標 2：酒類販売管理調査場数

(単位：場)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査場数	9,334	10,405	9,456	6,400	1,859

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 3：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
設置台数	内3,082 16,929	内2,753 15,653	内2,429 14,239	内2,114 12,976	内1,856 12,094

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』（令和3年4月1日現在）の公表について」（令和3年9月 課税部酒税課）（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>）

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、購入者の年齢確認機能がついていない酒類自動販売機の設置台数を示します。

施策	実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応		
	目標	<p>地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等といった、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、業所管庁として周知・啓発活動を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、酒類に係る資源の有効な利用の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kankyohorei/index.htm）に掲載のパンフレット等を活用し、リデュース・リユース・リサイクル（用語集参照）への意識の向上を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-7に係る参考情報

参考指標 1：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
説明回数	7,096	7,487	5,716	2,645	1,463

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。

また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行います。

(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。

(実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組)

関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行います。

なお、定量的な測定指標については、更なる日本産酒類の輸出促進を図っていく観点から、直接商談に結び付く新規販路開拓支援の取組と、中長期的な観点からの支援に係る取組とに分類し、施策の評価を行うこととします。

(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○ 酒類業の健全な発展の促進については、日本酒の海外人気が高まっているので、和食や観光との相乗効果も踏まえ、関係省庁と連携して、効果的に促進ができるように、引き続き取り組んでいただきたい。
-------------------------	--

実績目標に係る 予算額等	区 分		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		1,745,211	1,831,393	2,866,264	3,042,186
		補正予算		0	473,448	1,539,352	—
		繰越等		0	0	N. A.	/
		合計		1,745,211	2,304,841	N. A.	
執行額 (千円)			1,613,018	2,215,367	N. A.		

(注) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

清酒製造業近代化事業費等補助金として酒類業の健全な発展の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定) ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」 (令和2年7月17日閣議決定) ○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」 (令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)
---	---

実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	国税庁レポート2021 (令和3年6月国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」(国税庁ホームページ)
--	--

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)</p> <p>酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行いました。</p> <p>更に、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指導を行いました。</p> <p>(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)</p> <p>酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組みました。</p> <p>(実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組)</p> <p>関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行いました。</p> <p>なお、定量的な測定指標については、更なる日本産酒類の輸出促進を図っていく観点から、直接商談に結び付く新規販路開拓支援の取組と、中長期的な観点からの支援に係る取組とに分類し、施策の評定を行いました。</p>
---------------------------------------	--

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応) 酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援しました。 また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援しました。</p> <p>(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携) 国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施しました。</p> <p>(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、業界の自主的な取組への支援や関係省庁と連携した広報啓発活動を行うとともに、酒類の販売管理調査を適切に実施することにより、適正な販売管理の確保に取り組みました。</p> <p>(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保) 酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に取り組みました。</p>		
	<p>担当部局名</p>	<p>課税部（酒税課、鑑定企画官）</p>	<p>実績評価実施時期</p>